

第 5460 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2016年)平成28年 5月 2日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ↳ 補助金で固定資産を取得した場合の圧縮記帳

**Q**：国の補助金等で固定資産などを取得した場合には、圧縮記帳が認められると聞きました。圧縮記帳ってどういうものなのですか？

**A**：帳簿価額から補助金の額を控除（圧縮）して、課税の繰り延べを図る手法をいいます。

### 【解説】

法人税では、内国法人が、各事業年度において固定資産の取得又は改良に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるもの（国庫補助金等）の交付を受け、その事業年度においてその国庫補助金等をもってその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をした場合（その国庫補助金等の返還を要しないことがその事業年度終了の時までに確定した場合に限る）において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた国庫補助金等の額に相当する金額（圧縮限度額）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入するとしています。

補助金に対して税金がかからないよう一定の圧縮損の計上を認めて課税の繰り延べを図る手法、これが圧縮記帳といわれるものです。

